

うに加工品品質表示基準及びうにあえものの品質表示基準の改正について（案）

平成18年3月29日

農 林 水 産 省

趣旨

うに加工品品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1660号）及びうにあえものの品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1661号）に規定されている表示禁止事項について、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）により定められた表示禁止事項と重複する部分を削除する。

うに加工品品質表示基準 (平成12年12月19日農林水産省告示第1660号) 一部改正新旧対照表

改	正	後
うに加工品品質表示基準 (趣旨) 第1条 (略)	うに加工品品質表示基準 (趣旨) 第1条 (略)	うに加工品品質表示基準 (趣旨) 第1条 (略)
(定義) 第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	(定義) 第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	(定義) 第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。
用 語	定 義	用 語
(略)	(略)	うにの生殖巣に食塩を加えたもの (以下「塩うに」という。)又はこれにエチルアルコール、砂糖、でん粉、酒かす、調味料 (アミノ酸等) 等 (以下「エチルアルコール等」と総称する。)を加えたものであって、塩うに含有率が65%以上のものをいう。
(略)	(略)	塩うに又はこれにエチルアルコール等を加えたものを練りつぶしたものである。塩うに含有率が65%以上のものをいう。
(略)	(略)	塩うににエチルアルコール等を加えたもの又はこれを練りつぶしたものである。塩うに含有率が50%以上65%未満のものをいう。
(略)	(略)	次に掲げる科に属するうにをいう。 1 おおばふんうに科 (Strongylocentrotidae) 2 ながうに科 (Echinometridae) 3 らっぱうに科 (Toxopneustidae)
(略)	(略)	次の算式により算出した百分比をいう。 使用する塩うにの重量 (g) × 1 ————— × 100 製品の内容量 (g) 塩うにの基準の固乾物含有率 = 35% (注) 固乾物含有率は、試料約3gを量り取り、105℃で5時間乾燥した後 ひょう量し、試料重量に対する乾燥後の重量の百分比とする。

(一括表示事項)
第3条 (略)

現 行

うに加工品品質表示基準

(趣旨)
第1条 うに加工品 (粒うに、練りうに及び混合うに) であって、容器に入れ、又は包装されたものに限る。) の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準 (平成12年3月31日農林水産省告示第513号) に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
粒うに	うにの生殖巣に食塩を加えたもの (以下「塩うに」という。)又はこれにエチルアルコール、砂糖、でん粉、酒かす、調味料 (アミノ酸等) 等 (以下「エチルアルコール等」と総称する。)を加えたものであって、塩うに含有率が65%以上のものをいう。
練りうに	塩うに又はこれにエチルアルコール等を加えたものを練りつぶしたものである。塩うに含有率が65%以上のものをいう。
混合うに	塩うににエチルアルコール等を加えたもの又はこれを練りつぶしたものである。塩うに含有率が50%以上65%未満のものをいう。
うに	次に掲げる科に属するうにをいう。 1 おおばふんうに科 (Strongylocentrotidae) 2 ながうに科 (Echinometridae) 3 らっぱうに科 (Toxopneustidae)
塩うに含有率	次の算式により算出した百分比をいう。 使用する塩うにの重量 (g) × 1 ————— × 100 製品の内容量 (g) 塩うにの基準の固乾物含有率 = 35% (注) 固乾物含有率は、試料約3gを量り取り、105℃で5時間乾燥した後 ひょう量し、試料重量に対する乾燥後の重量の百分比とする。

(一括表示事項)

第3条 製造業者等 (加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。) がうに加工品の容器又は包装に一括して表示すべき事項は、同条第1項及び第6項に規定するもののほか、塩うに含有率とする。

(表示の方法)
第4条 (略)

(表示の方法)
第4条 名称、原材料名及び塩うに含有率の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、粒うににあっては「粒うに」と、練りうににあっては「練りうに」と、混合うににあっては「混合うに」と記載すること。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のアからウまでの区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、それぞれアからウまで規定するところにより記載すること。

ア 原料は、「塩うに」、「うに」のいずれか又は双方を記載すること。

イ 原料及び食品添加物以外の原材料は、次に規定するところにより記載すること。

(イ) 「エチルアルコール」、「砂糖」、「みりん」、「でん粉」、「酒かす」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもつて記載すること。ただし、砂糖混合ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。

(ロ) 記載する砂糖類の名称が2種類以上となる場合は、(イ)の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖液糖を併用する場合の場合は「砂糖・ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。

ウ 食品添加物は、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

(3) 塩うに含有率

パーセントの単位で、単位を明記して記載すること。

2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項(次条において「一括表示事項」という。)の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるほか、名称、原材料名、塩うに含有率、内容量、賞味期限、保存方法、原産国名及び製造者の順に記載しなければならない。

(その他の表示事項及びその表示の方法)

第5条 製造業者等は、一括表示事項のほか、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z8305(1962)に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、粒うににあっては「粒うに」の用語、練りうににあっては「練りうに」の用語、混合うににあっては「混合うに」の用語を表示しなければならない。ただし、商品名にこれらの用語を使用している場合は、この限りでない。

(表示禁止事項)

第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(2)に掲げる事項(品評会等で受賞したものと同仕様の製品であって受賞年を併記してあるもの)にあっては、品評会等で受賞したものと同一仕様の製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。

(1) 塩うにを、当該塩うにを製造した場所(当該塩うにを製造した直後に瓶に入れ、これにエチルアルコールを加え又は加えないで瓶詰にしたものの以外)のものに表示する「磯詰め」その他これに紛らわしい用語

(2) 当該地において製造されたものの以外のもに表示する当該地の名称を含む用語

(3) 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語

(4) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

(その他の表示事項及びその表示の方法)

第5条 (略)

(表示禁止事項)

第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(2)に掲げる事項(品評会等で受賞したものと同仕様の製品であって受賞年を併記してあるもの)にあっては、品評会等で受賞したものと同一仕様の製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。

(1) (略)

[削る]

(2) (略)

(3) (略)

うにあえものの品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1661号）一部改正新旧対照表

改 正 後		現 行	
うにあえものの品質表示基準 (趣旨) 第1条 (略)		うにあえものの品質表示基準 (趣旨) 第1条 うにあえもの（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。	
(定義) 第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		(定義) 第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	
用 語	定 義	用 語	定 義
(略)	(略)	うにあえもの	粒うに、練りうに又は混合うにに、くちね、いか、かずのこ、あわび、しいたけ等を加えて混ぜ合わせたものであって、塩うに含有率が15%以上のものをいう。
(略)	(略)	粒うに	うにの生殖巣に食塩を加えたもの（以下「塩うに」という。）又はこれにエチルアルコール、砂糖、でん粉、調味料（アミノ酸等）等（以下「エチルアルコール等」と総称する。）を加えたものであって、塩うに含有率が65%以上のものをいう。
(略)	(略)	練りうに	塩うに又はこれにエチルアルコール等を加えたものを練りつぶしたものであって、塩うに含有率が65%以上のものをいう。
(略)	(略)	混合うに	塩うににエチルアルコール等を加えたもの又はこれを練りつぶしたものであって、塩うに含有率が50%以上65%未満のものをいう。
(略)	(略)	うに	次に掲げる科に属するうにをいう。 1 おおばふんうに科 (Strongylocentrotidae) 2 ながうに科 (Echinometridae) 3 らっぱうに科 (Toxopneustidae)
(略)	(略)	塩うに含有率	次の算式により算出した百分比をいう。 使用する塩うにの重量 (g) × $\frac{\text{使用する塩うにの固乾物含有率 (\%)}}{\text{塩うにの基準の固乾物含有率 (\%)}}$ × 100 製品の内容量 (g) 塩うにの基準の固乾物含有率 = 35% (注) 固乾物含有率は、試料約3gを量り取り、105℃で5時間乾燥した後ひょう量し、試料重量に対する乾燥後の重量の百分比とする。

(一括表示事項)
第3条 (略)

(表示の方法)
第4条 (略)

(その他の表示事項及びその表示の方法)
第5条 (略)

(表示禁止事項)

(一括表示事項)

第3条 製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）がうににあえものの容器又は包装に一括して表示すべき事項は、同条第1項及び第6項に規定するもののほか、塩うに含有率とする。

(表示の方法)

第4条 名称、原材料名及び塩うに含有率の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、「うにあえもの」と記載すること。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号（エを除く。）の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のアからウまでの区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、それぞれアからウまでに規定するところにより記載すること。

ア 原料は、次により記載すること。

(イ) 「粒うに」、「練りうに」又は「混合うに」と記載すること。

(ロ) 「粒うに」、「練りうに」又は「混合うに」の文字の次に、それぞれの原材料名を、括弧を付して、うに加工食品品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1660号）第4条第1項第2号に規定する方法により記載すること。

イ 原料及び食品添加物以外の原材料は、次により記載すること。

(イ) 「くらげ」、「いか」、「かずのこ」、「あわび」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と

砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。

(ロ) 記載する砂糖類の名称が2種類以上となる場合は、(イ)の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合に「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。

ウ 食品添加物は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

(3) 塩うに含有率

パーセントの単位で、単位を明記して記載すること。

2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項（次条において「一括表示事項」という。）の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるほか、名称、原材料名、塩うに含有率、内容量、賞味期限、保存方法、原産国名及び製造者の順に記載しなければならない。

(その他の表示事項及びその表示の方法)

第5条 製造業者等は、一括表示事項のほか、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z8305（1962）に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、「うにあえもの」の用語を表示しなければならない。ただし、商品名に当該用語を使用している場合は、この限りでない。

(表示禁止事項)

第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(2)に掲げる事項(品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語に限る。)については、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であつて受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。

(1) (略)
 [削る]
 (2) (略)
 (3) (略)

第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(3)に掲げる事項(品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語に限る。)については、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であつて受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。

(1) 「機詰め」その他これと紛らわしい用語
 (2) 当該地において製造されたもの以外のものに表示する当該地の名称を含む用語
 (3) 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語
 (4) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

加工食品品質表示基準

制定 平成12年 3月31日農林水産省告示第 513号
改正 平成12年12月19日農林水産省告示第1630号
改正 平成13年 9月28日農林水産省告示第1336号
改正 平成15年 7月31日農林水産省告示第1108号
改正 平成15年 9月10日農林水産省告示第1402号
改正 平成16年 7月14日農林水産省告示第1360号
改正 平成16年 9月14日農林水産省告示第1705号
改正 平成17年10月 5日農林水産省告示第1512号

(適用の範囲)

第1条 この基準は、加工食品（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）に適用する。

第2条 （略）

(一括表示事項)

第3条 加工食品の品質に関し、製造業者、加工包装業者又は輸入業者（販売業者が製造業者又は加工包装業者との合意等により製造業者又は加工包装業者に代わってその品質に関する表示を行うこととなっている場合にあつては、当該販売業者。以下「製造業者等」という。）が加工食品の容器又は包装に一括して表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、飲食料品を製造し、若しくは加工し、一般消費者に直接販売する場合又は飲食料品を設備を設けて飲食させる場合はこの限りでない。

- (1) 名称
- (2) 原材料名
- (3) 内容量
- (4) 賞味期限
- (5) 保存方法
- (6) 製造業者等の氏名又は名称及び住所

2～4 （略）

5 輸入品以外の別表2に掲げる加工食品（以下「対象加工食品」という。）にあつては、製造業者等がその容器又は包装に一括して表示すべき事項は、第1項各号に掲げるもののほか、原料原産地名とする。

6、7 （略）

(表示の方法)

第4条 前条第1項第1号から第5号までに掲げる事項、同条第2項の固形量及び内容総量、同条第3項の固形量、同条第4項の消費期限並びに同条第5項の原料原産地名の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1)～(7) （略）

(8) 原料原産地名

対象加工食品にあつては、主な原材料（原材料に占める重量の割合が最も多い生鮮食品（生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第2条に規定するものをいう。以下同じ。）で、かつ、当該割合が50%以上であるものをいう。以下同じ。）の原産地を、次に定めるところにより事実を即して記載すること。

ア 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあつては、国産である旨の記載に代えて次に掲げる地名を記載することができる。

(イ) 農産物にあつては、都道府県名その他一般に知られている地名

(ロ) 畜産物にあつては、主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られている地名

(ハ) 水産物にあつては、生産（採取及び採捕を含む。）した水域の名称（以下「水域名」という。）、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県名その他一般に知られている地名

イ 輸入された水産物にあつては、原産国名に水域名を併記することができる。

ウ 主な原材料の原産地が2以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

エ 主な原材料の原産地が3以上ある場合にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に2以上記載し、その他の原産地を「その他」と記載することができる。

オ 主な原材料の性質等により特別の事情がある場合には、おおむね特定された原産地をアからエまでの規定により記載することができる。この場合には、その旨が認識できるよう、必要な表示をすること。

- 2 前条に規定する事項の表示は、別記様式により、容器又は包装の見やすい箇所にしなければならない。ただし、容器又は包装を包装紙等で包装する場合又は紙箱等に入れる場合にあっては、包装紙等若しくは紙箱等に必要な表示をし、容器若しくは包装の表示が包装紙等若しくは紙箱等を透かして見えるようにし、又は包装紙等若しくは紙箱等で覆われないようにすること。
- 3 対象加工食品にあっては主な原材料以外の原材料の原産地を、対象加工食品以外の加工食品にあっては原材料の原産地を第1項第8号アからオまでの規定により記載することができる。この場合において、これらの規定中「主な原材料」とあるのは、「原材料」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、前項の原材料の原産地の記載について準用する。この場合において、別記様式備考の6中「主な原材料名」とあるのは、「原材料名」と読み替えるものとする。

第5条 (略)

(表示禁止事項)

第6条 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

- (1) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- (2) 産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような表示
- (3) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示
- (4) 屋根型紙パック容器の上端の一部を一箇所切り欠いた表示（別表5の左欄に掲げる加工食品について、同表の右欄に掲げる方法により表示する場合を除く。）

第7条 (略)

別表1 (第2条関係) (略)

別表2 (第3条関係)

1～14 (略)

15 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類

16～20 (略)

別表3～5 (略)

別記様式 (第4条関係)

名	称
原	材
料	名
原	料
原	産
地	名
内	容
量	
固	形
量	
内	容
総	量
賞	味
期	限
保	存
方	法
原	産
国	名
製	造
者	

備考

1～4 (略)

5 原料原産地名をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の原料原産地名の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。

6 原料原産地名を原材料名の欄において主な原材料名の次に括弧を付して記載する場合には、この様式の原料原産地名の項目を省略することができる。

7～14 (略)